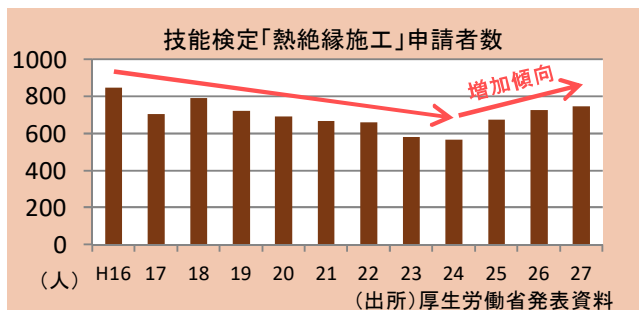


● 保温保冷工業の持続的発展のために

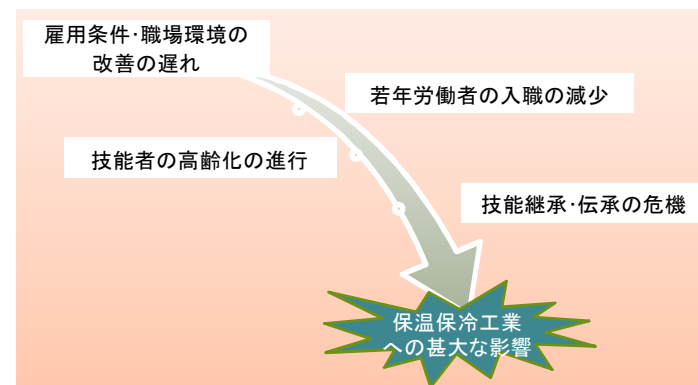
○ 保温保冷工事は、住宅やオフィス、工場などの施設及び設備において、熱放散や侵入熱量による熱の損失を最大限に抑え熱エネルギーの効率的な利用を可能にすることで、省エネルギー及び地球温暖化対策に極めて重要な役割を担っている。

○ 保温保冷工業を将来にわたり魅力ある業種としていくためには、若年者をはじめ技能労働者の人材育成を促進し、習得した技能、技術に応じた適正な評価、処遇の確保、及び労働条件の向上を図っていく必要がある。



● 少子高齢化、技能・技術の伝承、後継の課題

○ しかしながら、厳しい受注環境が続く中で収益の悪化等による労働者の処遇改善の遅れや、若年労働者の入職の減少、高齢化の進行による技術、技能の承継・伝承の課題など、専門工事業全般にみられる構造的な問題も抱えている。



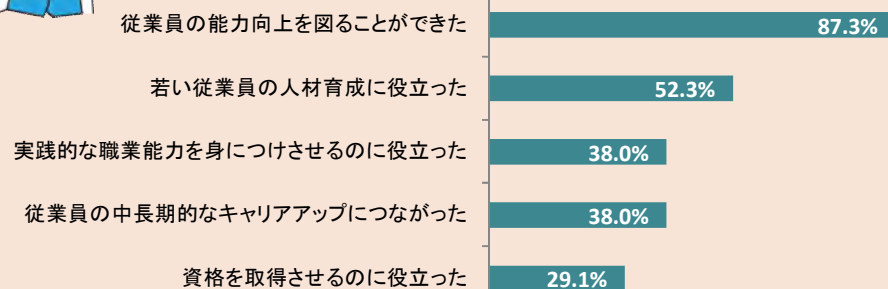
○そこで、保温保冷工業で就労する労働者の人材育成、キャリア形成に厚生労働省の**キャリア形成促進助成金**が広く活用できます！

助成金を利用した事業所の声です。多くの事業所から**高い評価**をいただいています！



助成金を利用した事業主の声

(複数回答)



(出所)H27年度キャリア形成促進助成金に関するアンケート調査

キャリア形成促進助成金とは

経費助成

賃金助成

OJT実施助成

制度導入助成

○労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職業訓練などを計画に沿って実施した場合や人材育成制度の導入及び適用をした際に、**訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成**する制度

【助成内容】

経費助成 1/2 (一部のコース等は2/3)

賃金助成 時間当たり800円 など

＜助成金の支給となる主な訓練コース＞

【雇用型訓練コース】(OJTとoff-JTを組み合わせた訓練)

- ・特定分野認定実習併用職業訓練
- ・中高年齢者雇用型訓練 など

【重点訓練コース】(off-JTによる訓練)

- ・若年人材育成訓練
- ・熟練技能育成・承継訓練 など

【一般型訓練コース】(上記コース以外の一般訓練)

【制度導入コース】

- ・セルフ・キャリアドック、技能検定合格報奨金、社内検定などの人材育成制度を導入しかつ労働者へ適用する場合の助成制度

＜団体が利用できる訓練コース＞

【一般団体型訓練】(off-JTによる訓練)

- ・事業主団体等が行う訓練で、①若年者に対する訓練、②熟練技能者の指導力強化又は熟練技能者による技能承継のための訓練、または③育休中・復職後等の訓練のいずれかが対象。④事業分野別経営力向上推進機関として認定された事業主団体等が行う訓練。

※経費助成のみ。

【制度導入コース—事業主団体助成制度】

- ・事業主団体等が教育訓練プログラムの開発、職業能力評価、業界検定制度など、構成事業主の人材育成を支援する制度を構築した場合に助成。

＜主な支給要件＞

【雇用型訓練コース】

- ・特定分野認定実習併用職業訓練: 15～45歳未満の労働者が対象、6か月以上2年以下の訓練期間(OJT割合が2割以上8割以下)
- ・中高年齢者雇用型訓練: 45～65歳未満の労働者が対象、3か月以上6か月以下の訓練期間(OJT割合が1割以上9割以下)

【重点訓練コース】

- ・外部機関が実施する教育訓練や社内外で行うoff-JTにより実施される訓練が対象 (1コース 20時間以上)

＜助成率・額(中小企業の場合)＞

- 経費助成: 1/2 (一部のコース等は2/3)
- 賃金助成: 時間あたり @800円
- OJT実施助成: 同 @700円
- 制度導入助成金: 一律 50万円



事業所が活用する場合

【重点訓練コース】 「熟練技能育成・承継訓練」を活用するケース

「熟練技能育成・承継訓練」は、事業所が熟練労働者(※)の指導力強化や技能承継のための訓練等を実施した場合に助成が受けられる訓練コースです。

(※)熟練技能者とは、技能検定合格者、職業訓練指導員、組合などから推薦を受けた者で職種の実務経験が10年以上の者、自治体が認知しているマイスター、技能大会で優秀な成績を修めた方等をさす。

(活用例)

○保温保冷工事業者(中小企業)が工事施工部門の経験の浅い若手技能者に保温保冷工事にかかる熟練技能を承継するための研修を社内でoff-JTにより実施するケース。

⇒ 自社の若年技能者に対し、社内で3日間(20時間)、社内講師のほか社外の一級熱絶縁施工技能士等の熟練技能者による講義及び実技を実施することを想定。

(助成額)

○経費助成: 外部講師謝金&旅費(北海道又は地方県が道県外から招聘する場合)、研修テキスト、実技材料購入費などの助成金対象経費の1/2を助成。

○賃金助成(一人あたり): 20時間×@800円=16,000円を支給

事業所が活用する場合

【制度導入コース】 「技能検定合格報奨金制度」を活用するケース

制度導入コース「技能検定報奨金制度」は、企業が技能検定に合格した従業員に対して報奨金を支給する制度を新たに導入し適用した場合に助成が受けられるコースです。

(活用例)

○保温保冷工事企業(中小企業)が従業員の技能のレベルアップ及び技能習得意欲の向上等を図るため、技能検定「熱絶縁施工」合格者へ報奨金を支給する制度を新たに導入するケース。

⇒ 従業員20名未満の企業が就業規則に明記した上で「技能検定合格報奨金制度」を導入し、技能検定に合格した者に対し、報奨金を支給する。

(助成額)

○制度導入助成: 50万円を支給(中小企業一律)